

市民の声と市の回答

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課	回答日
1	民生員及び児童委員について	<p>民生委員と児童委員についてなり手不足が顕著になっている。 民生委員は今現在21人が不足しており、負担が大きいため、委員の拡充をお願いしたい。</p> <p>また、以前もらっていた高齢者及び児童のリストが届かなくなったので、配布して欲しい。(委員も公務員として個人情報保護を徹底している。) さらに、報酬も少なくなってきたことから改善してほしい。</p> <p>FLAT</p>	<p>1. 委員のなり手不足が顕著になっているため、委員の拡充をお願いしたい 民生委員・児童委員の定数につきましては、県との協議により159名と決定され、昨年度の一斉改選時では、定数に対して132名と27名の欠員でしたが、これまで欠員の補充に努めてきた結果、令和5年6月28日現在で142名と10名の補充をすることができました。 今後も町内会と連携し、欠員の補充に取り組んでまいります。</p> <p>2. 以前もらっていた高齢者及び児童のリストが届かなくなったので配布して欲しい 高齢者及び児童のリストにつきましては、過去において配布されたことがあると聞き及んでおりますが、個人情報保護の観点から、特定の個人情報を使用する目的以外で配布することはできませんので、御了承いただきたいと存じます。</p> <p>3. 報酬も少なくなってきたことから改善してほしい 民生委員・児童委員の皆様にお支払いしております活動費につきましては、令和5年度はお1人当たり54,800円であり、令和4年度より微増ではございますが、800円を増額しております。 活動費につきましては、県からの交付金を財源としていることから、県の動向を踏まえ、適切な活動費の金額設定に努めてまいります。</p>	福祉部 福祉政策課	7月7日
2	下北駅の駐車場について	<p>下北駅の駐車場が満車となっていることが多いため、チケット購入者のための一時駐車場が欲しい。</p> <p>FLAT</p>	<p>御要望のありました下北駅の一部駐車場につきまして、別紙赤枠内に1台分ございますので、そちらをご利用くださいますようお願い申し上げます。</p> 	都市整備部 都市計画課	7月7日
3	カーブミラーの設置について	<p>大平町〇〇付近 国道338号に接続する丁字路部分の見通しが悪く、危険ですのでカーブミラーの設置をお願いいたします。</p>	<p>御要望のありました大平町〇〇付近のカーブミラーの設置につきまして、6月27日に現地調査をした結果、見通しが悪くカーブミラーの必要性は認められましたが、設置につきましては、市内各地からの多くの要望に対し、交通量や危険性、迂回路等を考慮して優先度の高いものから順次設置している状況です。</p> <p>そのため設置の時期については御回答できかねますが、できるだけ早期に対応できるよう取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。</p>	民生部 環境政策課	7月7日
4	カーブミラーの設置について	<p>並川町〇班 並川線 〇〇付近 丁字路部分が見通しが悪く、危険ですので、カーブミラーの設置をお願いいたします。</p>	<p>御要望のありました並川線のカーブミラーの設置につきまして、6月27日に現地調査をした結果、見通しが悪くカーブミラーの必要性は認められましたが、設置につきましては、市内各地からの多くの要望に対し、交通量や危険性、迂回路等を考慮して優先度の高いものから順次設置している状況です。</p> <p>そのため設置の時期については御回答できかねますが、できるだけ早期に対応できるよう取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。</p>	民生部 環境政策課	7月7日

5	シルバーアリーナむつのグリーンサンド面の補修及び施設屋根部分の補修について	<p>端的に申し上げますと、シルバーアリーナむつの硬いグリーンサンド面及び屋根から落ちてくる雨だれ、なんとかしていただけないでしょうか。長年グリーンサンドの補充がなされず石化してしまいコンクリート状態の面となっており、とても競技(活動)ができない箇所が多数あります。また、屋根からの雨だれ(水滴)でグリーンサンド面に雨だれの痕がつき、強く落ちてくる箇所は穴が開いている状態です。これを補修(改修)することによって、利用者の健康、利用者の増に繋がります。シルバーアリーナむつのイメージの向上になるものと思うのです。この施設はむつ市で唯一冬期間土(グリーンサンドは石の粉)に親しむことのできる室内運動施設ですので、これからも大切に利用できれば幸いです。何卒誠意ある回答をお願いいたします。</p>	<p>御要望いただいた内容について検討した結果、グリーンサンド面の硬化及び屋根の雨漏りについて補修が必要と認められましたので、対応を検討してまいりたいと考えております。</p>	福祉部 高齢者福祉課	7月11日
6	むつ市広報紙の標題文字について	<p>標記の件について、いつのころからか分かりませんが、むつ市広報紙の標題文字がローマ字つづり文字になっています。このことについて、申し入れたいと思います。むつ市というひらがな市名は、むつ市として誕生した時、ひらがな表示の市名ということで全国的にも珍しく国では大きなニュースにもなりました。その市名命名に携わった役所関係の方や町の代表者の方々が、並々ならぬ郷土を思う心や市政発展の強い望み・この地に暮らす人々の幸せなどを考え、そしてこの地が日本の本州最北端に位置する「市」という意味合いなど熟慮に熟慮を重ね考えぬいて決定した「市名」である。と思う次第です。</p> <p>しかしながら、今、市民が毎日待っている広報紙の標題文字がローマ字つづり文字になっているのはどうしてでしょうか。むつ市発行の広報紙は、むつ市民を対象にした広報紙です。</p> <p>「むつ」というひらがな文字の持つ風土気質や風格、また市政60年の歳月が積み上げてきた数々の発展繁栄が「むつ市」という市名の上にあることを忘れてはならないと思う訳です。</p> <p>しかしながら、今や世界の情勢が大きく変化している中で市の広報紙の表紙の標題文字までも国際感覚でしょうか、はたまた真新しい感覚でしょうか、そのような気になる表記になっているような気がしています。時代の変化とはいえ広報紙の標題文字までも変えてしまうのはいかがなものでしょうか。</p> <p>「むつ」という文字をいろんなふうに変えたり着色したりするのは表現の自由ではありますが、市の広報紙の表紙の標題文字には国に登録してある市の正式名称であるひらがなつづりの「むつ」を掲げた方がいいのではないかと思います。</p> <p>よって、むつ市広報紙の標題文字は広報むつ と改めてはどうでしょうか。</p>	<p>令和5年6月27日付けで御意見をいただきました、むつ市広報紙の表題文字について回答いたします。当市の広報紙「広報むつ」は、『みんながつながるまちの総合情報誌』を目指し、市の重要政策のお知らせの場として、市民のみなさまの活動を紹介する場として、さらに、これらをつなぐ場として、「むつ市政だより」から「広報むつ」として平成26年11月10日号より新たにリニューアルされたものです。</p> <p>この広報紙の表題についても、「広報むつ」の全面リニューアルを契機として、むつ市の地図とローマ字の「MUTSU」をモチーフにシンプルかつ親しみやすく目につきやすい特徴的なデザインを施し、これまで広報紙を手取ることのなかった方々にも目に留まるよう、むつ市在住の方に作成していただいたものです。表題については、既に8年以上、広報紙で使用しており、市民のみなさまからも親しみを持っていたているものだと認識しております。</p> <p>当市としては、表題を含め、広報紙につきましては、今まで以上に幅広い年齢層、多くの市民の皆様へ愛され、手に取って読んでいただける、『みんながつながるまちの総合情報誌』を目指して、また、60年以上積み上げてきたむつ市の歴史を更に発展させるため、精進してまいりますので、引き続きの御愛読をお願いいたしますとともに、御理解を賜りたく存じます。</p>	総務部 市長公室 広報担当	7月12日
7	旧湯野川小学校の解体について	<p>旧湯野川小学校について、土地も建物も町内会で登記しているのですが、むつ市で解体することはできないでしょうか。学校が崩れ始めてきているものの、町内会ではお金の支払いが厳しいので検討してもらいたい。</p> <p style="text-align: right;">FLAT</p>	<p>御要望の件につきまして、土地・建物とも市に所有権が無いため、市が解体することは出来かねますので、御理解を賜りたいと存じます。</p> <p>なお、地区会側の費用負担が少ない対処方法の案としては以下が考えられますことから御検討お願い致します。</p> <p>①市に寄付をする →土地や建物の寄付を受けるかどうかは、市が当該土地や建物を具体的に活用できる場合であることから、当該物件の状況を鑑みると、可能性が高いとは言えない状況と思われます。(教育委員会においても、教育目的での活用は見込めないため、申し訳ございませんが寄附をお受けできないことを御了承願います。)</p> <p>②不動産会社等に相談し、建物付きでの売却を検討する。 →県内でも同様の事例があるようです。</p> <p>廃校施設につきましては、むつ市でも多数保有しておりますが、予算・財源の関係で解体はほぼ進んでいない現状もございます。</p> <p>この度は貴会からの御要望へ対応できず大変恐縮に存じますが、何卒、御理解賜りますようお願いいたします。</p>	教育委員会 総務課	7月21日

8	湯野川公民館前の公衆トイレについて	湯野川公民館前の公衆トイレについて、去年から使用できない状態であるが、同所のトイレを利用したい人が我慢できずに近くで排泄してしまうこともあったし、あの場所にトイレが無いと不便であることから、再度使えるようにしてほしい。 FLAT	御要望のありましたトイレは湯野川温泉公園のトイレであり、公園利用者の減少に伴って令和2年度で閉鎖しておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。 なお、現在建て替えに向けて事業を進めております湯野川温泉濃々園には、24時間利用可能なトイレを整備予定でありますことから、今しばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。	都市整備部 都市計画課  経済部 観光・シティプロモーション推進課	7月21日
9	公民館前の街路灯の移設について	湯野川公民館前に設置されてある木製の街路灯について、道路を照らす位置に移設してほしい FLAT	街路灯移設にあたり、関係機関(NTT、東北電力)からの承諾が必要となりますので、承諾を得られた際には、街路灯のすみやかな移設に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。	都市整備部 土木維持課	7月21日
10	小赤川のにごりについて	小赤川について、工事の影響で水が濁っているのですが、工事がいつ終わるのか教えてほしい。 FLAT	現在、小赤川を工事している森林管理署と青森県に工事完了予定日を伺ったところ、森林管理署は8月末工事完了予定、青森県は9月末工事完了予定とのことでした。  森林管理署、青森県ともに濁水を下流に流さないよう注意をしながら工事を進めていくとのことでしたので、御理解賜りたいと存じます。	都市整備部 土木維持課	7月21日
11	住民監査請求の手続きについて	①住民監査請求の具体的な手続きや流れについて、他の自治体と同じようにホームページで公開していただけないでしょうか？ ②ホームページの公開ができなかったり時間がかかるようであれば、住民監査請求を行う際の具体的な手続きについて教えてください。 ③公立学校が保護者から一時的に預かった私費(諸費や給食費)は、住民監査請求の対象となりますでしょうか？	先日いただきました質問に対する回答は以下のとおりとなります。  ①住民監査請求の具体的な手続きや流れについて、他の自治体と同じようにホームページで公開していただけないでしょうか？ →提案ありがとうございます。わかりやすく公開できるよう努めて参ります。  ②ホームページの公開ができなかったり時間がかかるようであれば、住民監査請求を行う際の具体的な手続きについて教えてください。 →住民監査請求につきまして手続方法など御説明いたしますので、御連絡いただきたいと思っております。  ③公立学校が保護者から一時的に預かった私費(諸費や給食費)は、住民監査請求の対象となりますでしょうか。 →当市において諸費や給食費は、私費として管理運用されており、いわゆる公金として市の財務会計上の費用(お金)ではないため、住民監査請求の対象外となります。	監査委員事務局	7月28日